

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会 2026(令和8)年度 事業計画書
(2026年4月1日から2027年3月31日まで)

目的(定款より)

「キリスト教精神に基づき、女性の視点に立って、全ての人々の人権と平和を守り、困難な状況にある人々、特に女性と子どもへの支援につとめ、社会全般の福祉の増進に寄与することを目的とする。」

「女性と子どもの安心・安全な生活促進事業」の推進

生活困窮、虐待やDV被害、精神疾患などに苦しむ女性や子どもたちが増えている現在、2026年度も一人ひとりを大切にする平和憲法の理念を尊重し、先達の思いを継承して活動を推進する。困難な状況にある女性や子どもたちの回復を支え、その声に耳を傾け、声を伝え、女性と子どもが安心して生きられる社会の実現をめざす。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行以来、人権と福祉の視点に立った女性支援の重要性への認識が益々高まっている。緊急一時保護施設という女性支援の現場を持つ当会は、2026年度も「女性と子どもの安心・安全な生活促進事業」を推進し、現場の経験と知見を社会に積極的に発信していく。

I. 「女性と子どもの安心・安全な生活促進事業」—女性の人権向上・当事者の視点に立った支援

1. 政策提言、請願活動、講演会やシンポジウム、ワークショップ等の開催

女性や子どもに対する暴力の根本的な原因や実態、対策等について情報提供や討論、意見交換等、女性と子どもの人権向上に資する啓発活動を行う。会員の企画する講演会・学習会等を矯風会館及び全国各地で10回開催予定。対面及びインターネットやDVD等を活用して上記講演会や学習会の発信を行う。

主なテーマは憲法、武力に依らない平和、核・原発問題、女性の性・人権(戦時性暴力問題、女性と子どもへの暴力問題、ジェンダー平等他)、多様性の尊重等。ホームページやちらし、SNS等を通じ、女性と子どもの人権と福祉及び平和活動に関する情報を発信し、女性支援現場から出てきた課題に取り組み、政策提言を活発に行う。

2. 啓発誌「k-peace」(旧・婦人新報)の発行

女性の人権向上を目的として、平和、性的人権、社会正義、女性のアディクション問題や女性福祉等をテーマとする情報を、紙媒体で広く一般の人々に向けて発信していく。発行回数 年4回。850部発行。

3. 女性の家 HELP(無料低額宿泊所)の運営

矯風会創立の趣旨である「女性の人権を守り、女性の福祉に資する」ことを具現化するために「女性の家 HELP」を運営し、暴力・虐待・人身売買等の被害を受けた女性及び居所を失った女性を、国籍及び在留資格を問わず受け入れる(定員12名：単身用個室5 母子室3 食事提供 滞在期間原則2週間)。外国籍女性を多数受け

入れてきた民間シェルターとしての経験を生かし、2026年度もその受け入れを積極的に行う。また、時代のニーズに迅速に応え、全年齢に対応する柔軟な運営に努める。

4. 女性の家 HELP 利用者プログラムの実施

心身の回復サポートプログラムの工夫

ミュージックセラピー、フラワーアレンジメント等、心身の回復サポートプログラムを実施する。子どもたちの年齢に応じた遊びや、外国籍女性の自立に向けた日本語教育の機会の調整等、利用女性や子どもたちの属性に合わせたプログラム内容を工夫する。

退所者支援プログラムの提供

宿泊所(シェルター)退所後、孤立しがちな退所女性の居場所を提供するため、平日日中の訪問を受け入れる。また、他者との交流を求める退所女性や子どもたちに、心身の回復サポートプログラム等への参加の機会を提供する。

5. 電話相談等の実施

女性の家 HELP 電話相談

DV 被害や虐待等困難な問題を抱える女性についての相談を受けている。平日の日中(10時~17時)に複数言語による電話相談を継続する。

性搾取・性暴力問題等に関する相談

性搾取・性暴力問題等(アディクション問題を背景とした相談も含む)を抱えた当事者、家族、支援者からの相談(毎週水曜 10:00~16:00 要予約 電話・来会・男女問わず)に女性の視点で対応し、専門機関の紹介や資料提供を行う。近隣女性施設への講師派遣 年3回。

6. DV、人身売買、移住労働者等の課題及び困難な問題を抱える女性への支援に関わる内外関係機関との連携

DV、人身売買、移住労働者等の課題に関わる関係機関との連携を継続する。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行(2024年4月)に伴い、利用者の益となるよう関係機関と連携する。

7. 研修プログラムの実施

女性の家 HELP における支援上得られた経験を福祉関係者と共有する機会を作っていく。変化する時代のニーズに応え、求められる知識や資質の習得のため、職員に研修プログラムを実施する。

II. 財産運用・不動産賃貸事業(収益事業)

- ・純益の50%を公益事業に用いる。
- ・公益財団法人東京交響楽団への建物賃貸
- ・月極め駐車場46台の運営

以上